



「リコール製品」で火災等の重大事故が多発！～使用を中止し、確認を～」

平成25年2月8日に発生した長崎市のグループホームでの火災死亡事故の原因は、TDK株式会社が回収を呼びかけている加湿器が火元であった可能性が高いと同社から発表がありました。このほかにも、製造・輸入業者がリコール（交換・点検・修理等）を呼びかけている製品で、火災等の重大事故が発生しています。

「リコール製品」を使い続けると事故が発生するおそれがあり、大変危険です。

消費者庁では、無償改修・回収等が行われている消費者向けの製品について、「リコール情報サイト」を開設して、情報を提供しています。

HP <http://www.recall.go.jp>

★身の回りに該当する製品がないか、確認してください。

もし、該当する製品をお持ちの場合には、まずは使用を中止し、交換・点検・修理等の内容をご確認ください。

【消費者庁のリコール情報サイトの特長】

- (1) これまで各省庁等がそれぞれ公表していたリコール情報を収集・一元化して、分野横断的に見ることができ
ます。
- (2) 火災・重傷などの重大事故が発生し

たり、発生する恐れのあるリコール対象品は、「重要なお知らせ」として、サイトトップ画面でお知らせします。

(3) 高齢者・子ども向けのリコール対象品は、新規登録情報をサイトトップ画面でお知らせします。

(4) 「食料品」、「家電製品」など、カテゴリでの絞り込みや、商品名・事業者名でも検索できます。

「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」は過去1年分、「新規登録情報」は過去3カ月分を一覧で見ることが出来ます。

(5) 「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の更新情報や、「新規登録情報」を「リコールメールサービス」でお知らせします。

【メールサービスの登録方法】

① 左記のURLから登録ください

HP <http://www.recall.go.jp/>

(パソコン用)

HP <http://www.recall.go.jp/m/>

(携帯電話用)

② 画面に従って登録を行ってください。

(仮登録完了)

③ 仮登録後に登録確認メールが送信されますので、登録確認メールに記載のURLをクリックしてください。

(本登録完了)

「医療機関債の被害を回復する」という不審な勧誘にご注意！

【事例1】

過去に医療機関債の契約をした。「医療機関債の被害回復ができる」という電話がかかってきて、「犯人が刑務所に入ってしまうと被害は回復されなくなる。今日中に申し込めば、半分以上取り戻せるかもしれない」と言われた。なぜ電話してきたのか尋ねると、「マスコミ関係者で情報を入手した。家族に内緒で処理できる」と言われた。

(70歳代 女性)

【事例2】

高齢の両親の家に帰った時、たまたま電話に出ると「医療機関債の被害者名簿が警察から回ってきて1軒ずつ電話している。被害救済をしているが、取り戻した金額の10%の手数料をもらう」という話だった。

何のことかわからず両親に尋ねると、昨年初、医療機関債を購入していたことがわかった。このような被害救済の話は本当か。

(70歳代 男性)

【手口】

◎過去に、医療機関債を購入した高齢者が、電話で勧誘されるケースが多い。被害回復のために手数料を請求されたり、新たな投資商品などの契約を勧められるケースが多い。

◎「今日中に申し込めば、被害回復ができる」「新しい債券を買った人だけが、被害金額を救済される」などと断言して、消費者の不安をあおったり、「預金があると被害救済を受けられない」と断言して、預金を下ろさせようとする。

【アドバイス】

(1) 絶対に取り合わないこと
不審な電話勧誘があっても、決してこのみにせず、絶対に取り合っ
てはいけません。

★被害回復をうたった勧誘トラブルの事例では、最近では現金書留や宅配便でお金を払わせるなど、振り込み以外の巧妙な手口が見られます。

★一度お金を支払ってしまうと、取り戻すことは極めて困難です。

(2) すぐに、相談すること

★不審な勧誘があったときは、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

【消費生活に関する相談は】

農林商工課 消費生活コーナー
月・水・木の午前9時～午後5時
来庁相談も可能ですが、まずはお電話
ください。

☎739-0001 (内線255)

